

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定に伴う
子ども・子育てプラザの対応について

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のための取組に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定（令和5年2月10日）に伴い、子ども・子育てプラザについては、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせいたします。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 令和5年3月12日までの対応

- 現在の対応を継続します。
 - ※ 具体的な内容については、「新しい運営様式の継続について」をご覧ください。

2 令和5年3月13日から5月7日までの対応

- 現在の対応を継続します。
 - ※ 具体的な内容については、「新しい運営様式の継続について」をご覧ください。
- ただし、マスクの着用の推奨は行いません。季節性インフルエンザ等と同様に、ご家庭でのご判断をお願いします。
- また、マスク着用の有無によって、差別や偏見、いじめなどが生じたりすることがないように、ご協力をお願いいたします。

3 令和5年5月8日以降の対応

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後（5月8日から）の対応については、今後の国の動き等を踏まえて、改めてお知らせいたします。

【参考】国の基本的対処方針の主な変更内容等について

- マスクの着用の考え方
 - 屋内でのマスク着用の推奨を見直し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
 - この考え方は3月13日から適用する。ただし、学校については4月1日から適用する。
- 基本的な感染対策の継続
 - マスクの着用の考え方の適用後も、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかける。
- 感染症法上の位置づけ
 - オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。